

様式第 8 1 号の 5 (第 5 0 条関係)

熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税減額規定の適用申告書										
年 月 日										
袖ヶ浦市長 様										
納税義務者		個人番号又は法人番号								
		住 所 (所在地)								
		氏 名 (名称)								
袖ヶ浦市税条例附則第 1 0 条の 3 第 8 項の規定により、下記のとおり申告します。										
家屋の所在										
家屋番号		構造	イ 木造 ロ 非木造	階数						
建築年月日	年 月 日	登記日	年 月 日	居住の用に供した年月日	年 月 日					
家屋の種類	イ 専用住宅 ロ 併用住宅		改修工事完了年月日	年 月 日						
改修工事に要した費用	円		補助金等の額	円						
改修工事の内容	イ 窓の改修 ロ 床の断熱改修 ハ 天井の断熱改修 ニ 壁の断熱改修 ※ (ロ、ハ、ニについては、イを含む改修を行うこと)									
家 屋 の 明 細 書										
	一 般 住 宅			区 分 所 有 に 係 る 家 屋						
		居住部分の床面積	その他の部分の床面積	合 計	居住部分の床面積等				その他の部分の床面積	合 計
					専有部	共有部	計	個 数		
1	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	
2										
3										
計										

- (注) 1 この申告書は、熱損失防止改修工事 (以下「工事」という。) が完了した日から 3 月以内に、次の書類を添付して提出すること。
- 1) 熱損失防止改修後の住宅が地方税法施行令附則第 1 2 条第 3 0 項に規定する基準を満たすことを証する書類
 - 2) 工事明細書
 - 3) 工事写真 (施工前及び施工後のもの)
 - 4) 工事に要した費用を証する書類
 - 5) 工事に関する補助金等を受けた場合は、当該補助金等の交付確定通知書の写し
 - 6) 工事が完了した日から 3 月を経過した後にこの申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由を記載した書面
- 2 貸家の用に供する家屋の部分は、この固定資産税減額規定が適用されないこと。
- 3 新築住宅減額・耐震改修減額等 (バリアフリー改修を除く。) の減額措置とは同時に適用されないこと。